

令和2年6月19日

記者発表配付資料

- 令和2年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和2年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和2年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和2年6月補正予算（案）の概要

令和2年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 64件

令和2年度補正予算 ----- 1件
条例その他議案 ----- 63件

1 令和2年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	19,703,923千円	490,589,432千円

2 条例その他議案 ----- 63件

条例議案 ----- 9件
その他議案 ----- 54件

令和2年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 12 号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 13 号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 14 号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 15 号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 16 号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 17 号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 18 号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 19 号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 20 号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 21 号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 22 号 安田町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 23 号 北川村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 24 号 馬路村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 25 号 芸西村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 26 号 本山町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 27 号 大豊町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 28 号 土佐町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 29 号 大川村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 30 号 仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 31 号 中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 32 号 佐川町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 33 号 越知町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 34 号 檜原町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 35 号 津野町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 36 号 四万十町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 37 号 大月町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 38 号 三原村と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 39 号 黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 40 号 高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 41 号 香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 42 号 香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 43 号 高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 44 号 香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 45 号 幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 46 号 高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

- 第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 59 号 高知県市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案
- 第 62 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金（佐渡鷹取トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

令和2年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 2 号 職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課、警務課)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めようとするもの

主な業務	業務の具体例	手当金額
①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に接して行う作業	・福祉保健所から病院への患者等の搬送 ・福祉保健所職員による検体採取補助作業	3,000円
②患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業	・福祉保健所職員による検体採取作業 ・1時間以上にわたる①の作業	4,000円
③患者等が滞在する宿泊施設において、患者等が使用した物件を処理する作業又は長時間にわたり連絡調整を行う作業（警察職員については、留置施設において行う作業）	患者等が滞在する宿泊施設において、 ・患者等のリネン、ごみを処理する作業 ・1日の勤務時間の全部又は大部分にわたり連絡調整を行う作業	3,000円
④患者等から採取した検体を直接取り扱う作業	福祉保健所又は衛生環境研究所の職員による検体の梱包、開封及び検査	580円
⑤新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いがある物件を処理する作業（③の作業を除く）	福祉保健所の職員による ・防護服を処理する作業 ・検体採取場所、動線、搬送車等の消毒	290円

第 3 号 高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）が施行されたことを考慮し、県が法人の事業税と併せて賦課徴収を行う特別法人事業税及びこれに附帯する徴収金に関する証明事務に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

第 4 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、県たばこ税及び延滞金の割合の特例について必要な改正をしようとするもの

第 5 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
(税務課)

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限の延長をしようとするもの

第 6 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
(市町村振興課)

県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、国の個人情報保護委員会が定めている情報連携の対象となる独自利用事務の事例となっている事務のうち、県の機関において個人番号及び特定個人情報を利用することとする事務の追加等をしようとするもの

- ・追加事務
高知県私立学校授業料減免補助金の交付に関する事務
高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

第 7 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
(食品・衛生課)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 8 号 高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例議案
(少子対策課)

幼児教育・保育無償化円滑化事業を実施するにあたり、子育て支援対策臨時特例交付金が追加して交付されること等に伴い、基金を充てることができる事業を拡充するとともに、基金の設置期間を3年間延長しようとするもの

第 9 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案

(畜産振興課)

国が定める豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が全部変更され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく豚熱の発生を予防するための都道府県知事によるワクチン接種命令が可能となったことを考慮し、豚熱のワクチン接種に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

- ・家畜注射薬浴手数料に、豚熱に係る注射手数料1件につき300円を追加

第 10 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(住宅課)

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）等の施行により租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 11 号 室戸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、室戸市の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 12 号 安芸市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸市の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 13 号 土佐市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、土佐市の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 14 号 須崎市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、須崎市の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 15 号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、宿毛市の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 16 号 土佐清水市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、土佐清水市の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 17 号 四万十市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、四万十市の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 18 号 香美市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、香美市の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 19 号 東洋町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、東洋町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 20 号 奈半利町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、奈半利町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 21 号 田野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、田野町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 22 号 安田町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、安田町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 23 号 北川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、北川村の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 24 号 馬路村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、馬路村の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 25 号 芸西村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、芸西村の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 26 号 本山町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、本山町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 27 号 大豊町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、大豊町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 28 号 土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、土佐町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 29 号 大川村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、大川村の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 30 号 仁淀川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、仁淀川町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 31 号 中土佐町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、中土佐町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 32 号 佐川町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、佐川町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 33 号 越知町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、越知町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 34 号 檮原町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、檮原町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 35 号 津野町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、津野町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 36 号 四万十町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、四万十町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 37 号 大月町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、大月町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 38 号 三原村と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、三原村の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 39 号 黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案
(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、黒潮町の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 40 号 高吾北広域町村事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、高吾北広域町村事務組合の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 41 号 香南斎場組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、香南斎場組合の行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 42 号 香南香美老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 43 号 高知県競馬組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高知県競馬組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 44 号 香南清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、香南清掃組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 45 号 幡多広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多広域市町村圏事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 46 号 高幡消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡消防組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 47 号 幡多中央環境施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、幡多中央環境施設組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 48 号 津野山養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津野山養護老人ホーム組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 49 号 高陵特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高陵特別養護老人ホーム組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 50 号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 51 号 津野山広域事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、津野山広域事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 52 号 高幡東部清掃組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、高幡東部清掃組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 53 号 幡多中央消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、幡多中央消防組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 54 号 幡多西部消防組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、幡多西部消防組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 55 号 嶺北広域行政事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、嶺北広域行政事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 56 号 高幡障害者支援施設組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第 1 項の機関の事務の受託に関する議案

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、高幡障害者支援施設組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第 1 項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 57 号 安芸広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の
受託に関する議案**

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 58 号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の
受託に関する議案**

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 59 号 高知縣市町村総合事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の
受託に関する議案**

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、高知縣市町村総合事務組合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 60 号 南国・香南・香美租税債権管理機構と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関
の事務の受託に関する議案**

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、南国・香南・香美租税債権管理機構の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

**第 61 号 中芸広域連合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の受託に関する
議案**

(法務文書課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、中芸広域連合の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 62 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事は、一般競争入札により、契約金額2,824,289,000円(当初契約金額2,771,280,000円)で、高知市福井町743番地三井住友・田邊・山本・鍋島特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和4年1月31日を完成期限として施行中であるが、トンネル掘削中の突発湧水による河川への濁水流入を防止するための濁水処理設備を追加したこと及びトンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直したことに伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	2,824,289,000円	→ 2,986,924,000円
完成期限の変更	令和4年1月31日	→ 令和4年3月8日

第 63 号 県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

県道安田東洋線防災・安全交付金(明神口トンネル)工事は、一般競争入札により、契約金額1,470,106,800円(当初契約金額1,512,000,000円)で、高知市仁井田1625番2大旺新洋・須工ときわ・山本特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和2年9月30日を完成期限(当初完成期限同年7月31日)として施行中であるが、トンネル掘削の結果を受けて支保構造を見直し、補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	1,470,106,800円	→ 1,712,981,000円
完成期限の変更	令和2年9月30日	→ 令和3年2月28日

第 64 号 町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

町道佐渡鷹取線社会資本整備総合交付金(佐渡鷹取トンネル)工事は、一般競争入札により、契約金額1,766,595,840円(当初契約金額1,515,240,000円)で、高知市萩町一丁目5番13号轟・田邊・岩井特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和2年8月31日を完成期限(当初完成期限同年3月15日)として施行中であるが、労務単価の運用に係る特例措置を適用すること及びトンネルの覆工コンクリートの打設に伴う湧水処置のための防水工事を追加したこと等に伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	1,766,595,840円	→ 1,843,032,640円

高知県税条例の一部を改正する条例について

税 務 課

主な改正内容

○ 県たばこ税（令和3年10月1日施行）

近年急速に販売量が増加している軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこの間に税負担の差が存在することなどを踏まえ、課税方式を見直しする。

ア 課税方式の見直し

重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定し、本数課税方式へ見直し。

(現 行)

重量比例課税（葉巻たばこの重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算）

(見直し後)

① 1本当たり1g以上の葉巻たばこ … 重量比例課税（従来どおり）

② 1本当たり1g未満の葉巻たばこ … 本数課税（葉巻たばこ1本＝紙巻たばこ1本）

イ 段階的見直し

激変緩和等の観点より、令和2年10月から令和3年9月までの1年間について経過措置を講じ、最低税率を段階的に引き上げる。

(経過措置期間中)

「1本当たり0.7g未満の葉巻たばこ」は「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税

		現 行	見直し案	
			R2.10～R3.9	R3.10～
葉 巻 たばこ	1g未満	重量比例課税 (葉巻1g＝ 紙巻1本)	0.7g未満 本数課税 (葉巻0.7g＝ 紙巻0.7本)	本数課税 (葉巻1本＝ 紙巻1本)
	1g以上		0.7g以上 重量比例課税 (葉巻1g＝ 紙巻1本)	

【参 考】

制度改正に伴う影響見込額（平年度）：+116.2万円

（積算方法）全国の増収見込額（2億円）に本県のたばこ税のH30決算額の対全国比（0.581%）
で案分

○ **延滞金の割合の見直し（令和3年1月1日施行）**

市中金利の実勢を踏まえ、法人県民税・法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を以下のとおりに引き下げ。

また、国税の改正にあわせて用語を見直し

	本則	現行の特例	現行	改正後の特例	変更点
延滞金	年 14.6%	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +7.3%	年 8.9%	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +7.3%	用語変更
1ヶ月以内	年 7.3%	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +1%	年 2.6%	<u>延滞金特例基準割合</u> (平均貸付割合+1%) +1%	用語変更
納期限の延長	7.3%	<u>特例基準割合</u> (平均貸付割合+ <u>1%</u>)	年 1.6%	<u>平均貸付割合+0.5%</u>	率の 引き下げ (年 1.1%)

※「平均貸付割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月まで（現行：前々年の10月から前年の9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（現行：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合。（R2は0.6%）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、室戸市ほか50団体の行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関の事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、県議会の議決を求めるもの。

背景・課題

行政不服審査においては、第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問手続が必要。

【市町村等の課題】

- ① 処理件数が少なく、**専門性やノウハウの蓄積**が進まない
- ② 行政不服審査会の**委員の確保**が困難

対応【こうち広域行政推進プロジェクト】

県が主体となって市町等村の行政不服審査会事務の**共同処理**を進めることで、**業務の効率化**とともに、**専門性の蓄積・共有化**を図る。

（市町村等は、県が設置している「高知県行政不服審査会」に諮問）

【施行日】令和2年8月1日

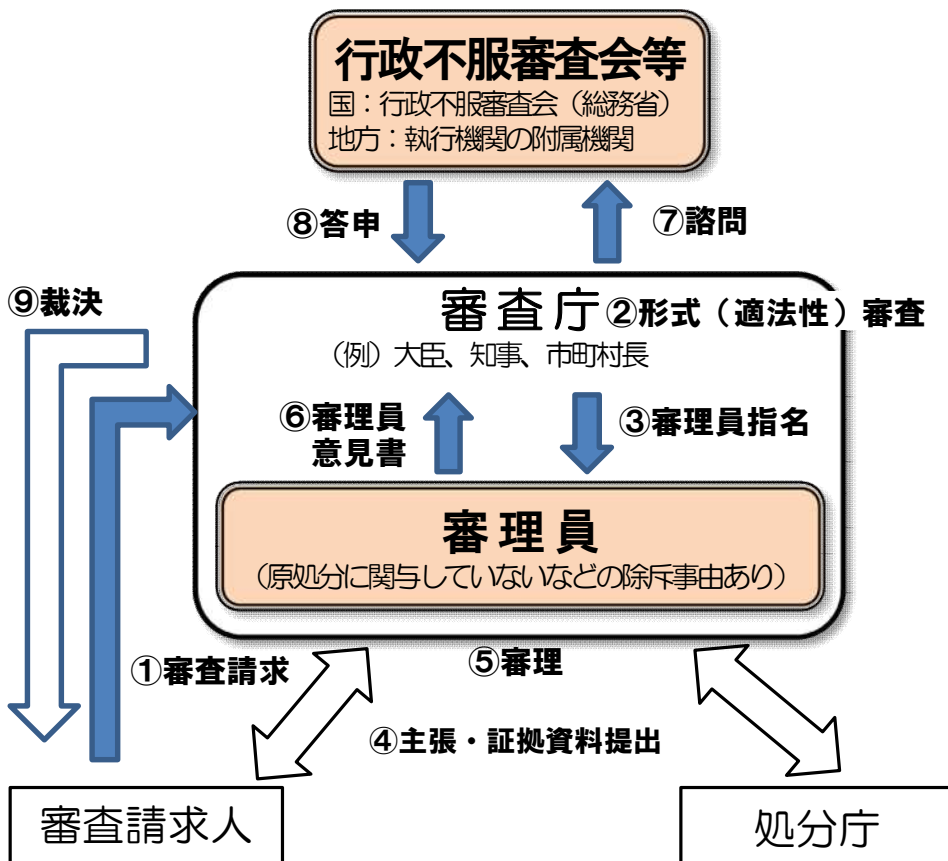
【規約締結団体】室戸市ほか50団体（一部事務組合、広域連合を含む。）

※令和3年4月1日付けで別に8団体と規約を締結予定（令和3年2月議会に提案予定）

参考

共同処理をする事務
（県が受託する事務）

市町村が行う事務



令和2年度 6月補正予算（案） の概要

1. 感染予防、感染拡大防止

12,783百万円

～事態の長期化や次なる流行の波に対応するため、医療・福祉の提供体制を強化～

- ◆ 医療機関や介護施設等における**感染拡大防止対策を支援**
- ◆ 医療機関や介護施設等に勤務する**医療従事者、介護職員等に対して慰労金を給付** など

2. 経済影響対策

6,991百万円

～事業の継続と雇用の維持を図るとともに、県経済のV字回復に向けた取組を本格展開～

(1) 事業の継続と雇用の維持

- ◆ **特に経営状況が厳しい事業者**に対して、**雇用の維持に係る経費を支援**
- ◆ 休業等により収入が減少し、生活が困窮する方への**生活福祉資金貸付を拡充**

(2) 経済活動の回復・社会の構造変化への対応

既計上予算及び予備費を活用して、地産地消キャンペーンや県民向けの宿泊割引キャンペーン等を展開

- ◆ 県経済の回復に向け、**地産地消の取組を加速**するとともに、オンライン商談会や高知フェアの開催など**外商活動を展開**
- ◆ 体験観光事業者への協力金の支給やプロモーションの強化など**観光リカバリーキャンペーンを充実** など

3. その他

△70百万円

- ◆ 感染予防、感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、**予備費を追加計上**（2.5億円）
- ◆ 既存事業の見直し など₂

	1 感染予防、 感染拡大防止	2 情報発信、 相談体制整備	3 経済影響対策	4 危機事象への 備え(予備費)
I. 令和2年2月議会 追加提案 約 40億円 (うち債務負担行為 33億円)	1	0	34	5 ※1
II. 補正予算 (4月22日専決処分) 約 40億円 (うち債務負担行為 35億円)	0	0	40	0
III. 補正予算 (4月30日専決処分) 約 101億円 (うち債務負担行為 52億円)	41	0.3	60	0
IV. 5月補正予算 約 131億円 (うち債務負担行為 113億円)	1	0	130	0
新 V. 6月補正予算 (案) 約 200億円 ※新型コロナウイルス感染症対策分	128	0.1	70	2.5
計	170	0.4	334	7.5

対策規模 約512億円

(うち債務負担行為 233億円)

※R元年度予備費0.3億円を含む

※1 うち1 感染予防、感染拡大防止に1.1億円
2 情報発信、相談体制整備に0.1億円
3 経済影響対策に2.5億円を充当

6月補正予算（案）の全体像

(単位 千円、%)

歳入

区 分	令 和 2 年 度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 財 源	317,939,543	51,424	317,990,967	307,821,726	3.3
県 税	67,169,162		67,169,162	66,929,728	0.4
地方消費税清算金	32,530,717		32,530,717	27,838,010	16.9
地方譲与税	15,028,535		15,028,535	14,183,490	6.0
地方交付税等 ^(ア+イ)	188,708,000		188,708,000	185,729,000	1.6
(うち地方交付税) ア	(174,918,000)		(174,918,000)	(171,027,000)	(2.3)
(うち臨時財政対策債) イ	(13,790,000)		(13,790,000)	(14,702,000)	(△ 6.2)
財調基金取崩	3,808,211	14,896	3,823,107	2,332,213	63.9
その他	10,694,918	36,528	10,731,446	10,809,285	△ 0.7
(2) 特 定 財 源	152,945,966	19,652,499	172,598,465	153,525,315	12.4
国庫支出金	73,607,045	19,661,180	93,268,225	69,699,294	33.8
県 債 エ	50,431,000	5,000	50,436,000	54,976,000	△ 8.3
(うち行政改革推進債・	(3,000,000)		(3,000,000)	(6,000,000)	(△ 50.0)
退職手当債) オ					
減債基金(ルール外分)等 カ	4,122,020		4,122,020	6,660,990	△ 38.1
その他	24,785,901	△ 13,681	24,772,220	22,189,031	11.6
総計 (1)+(2)	470,885,509	19,703,923	490,589,432	461,347,041	6.3

県債計 (イ+エ:再掲)	64,221,000	5,000	64,226,000	69,678,000	△ 7.8
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	10,930,231	14,896	10,945,127	14,993,203	△ 27.0

(単位 千円、%)

歳出

区 分	令 和 2 年 度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 経 常 的 経 費	367,125,111	19,680,456	386,805,567	354,203,904	9.2
人 件 費	115,669,676	855	115,670,531	114,126,016	1.4
(うち退職手当を除く)	(103,845,942)		(103,845,942)	(102,330,672)	(1.5)
扶 助 費	12,471,011	6,152	12,477,163	12,302,757	1.4
公 債 費	65,231,709		65,231,709	65,855,830	△ 0.9
そ の 他	173,752,715	19,673,449	193,426,164	161,919,301	19.5
(2) 投 資 的 経 費	103,760,398	23,467	103,783,865	107,143,137	△ 3.1
普通建設事業費	97,218,572	23,467	97,242,039	97,738,237	△ 0.5
補助事業費	66,464,767	21,401	66,486,168	65,413,539	1.6
単独事業費	30,753,805	2,066	30,755,871	32,324,698	△ 4.9
災害復旧事業費	6,541,826		6,541,826	9,404,900	△ 30.4
総計 (1)+(2)	470,885,509	19,703,923	490,589,432	461,347,041	6.3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

本県の配分（予定）額

◆地方単独事業分

※国庫補助事業に係る地方負担分については、今後配分される予定

国 第一次補正予算 (交付金総額 1兆円)

《対象事業》
 ・感染拡大の防止、医療提供体制の整備
 ・影響を受けた地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生の取組

本県交付限度額 **53.5億円**

+

国 第二次補正予算 (交付金総額 2兆円)

《対象事業》
 ・事業者への家賃支援や雇用維持
 ・「新しい生活様式」に対応した地域経済活性化

本県交付限度額 **α億円**

=

合計
53.5 + α 億円

《6月補正予算等における主な交付金活用事業（地方単独事業分）》

【単位：百万円】

1. 感染予防、感染拡大防止

○ 避難所の感染防止対策への支援 84

予備費

5月補正予算まで

1,070

予備費

97

6月補正

10

合計

1,177

2. 経済影響対策

○ 経営が厳しい事業者の雇用維持を支援 1,978

○ 地産地消キャンペーン 223

予備費

1,602

223

3,262

5,087

○ 高知県観光リカバリーキャンペーンの充実 200

(体験観光事業者への協力金、プロモーションの強化など)

○ オンライン商談会や高知フェアの開催 53

など

合計額

2,672

事業費
3,271百万円

320

事業費
320百万円

3,272

事業費
3,465百万円

6,264

事業費 計
7,056百万円

今後の活用予定

● 県単独融資の後年度負担（保証料補給、利子補給）約110億円（※）

● 「新しい生活様式」に対応した地域経済活性化策等

（※）本県が先行して実施した融資制度について、国の補助対象とすることや、交付金による基金造成を認めることについて、内閣府等に対して政策提言を実施（5月、6月）

ポイント

- 感染予防、感染拡大防止や経済影響対策に機動的に対応するため、**予備費を追加計上**
- 令和2年度2月議会で追加計上した予備費500,000千円のうち、369,071千円を充当 ※6/19時点

これまでの主な用途

1 感染予防、感染拡大防止

- 軽症者宿泊療養施設の運営にかかる経費
- 感染症対策の医療資機材の購入
- 避難所の感染防止対策

2 情報発信、相談体制の整備

- 休業等要請協力金手続相談センターの設置に要する経費
- 感染症対策の支援についての広報経費

3 経済影響対策

- 量販店及び飲食店の地産地消イベントへの支援
- 農林水産物直販所における地産地消キャンペーン
- 飲食店における県産食材応援キャンペーン
- 高知でお泊まりキャンペーン

ポイント

- 本県では、これまで、感染予防・拡大防止や経済影響対策などの施策に全力で取り組んできたところ
- 今後さらなる経済対策などを行っていく上で、**既存事業の見直しが不可欠**



現時点で中止などが確定しているイベントのうち規模の大きなものについて、関連経費（5事業）を**減額補正**

- 総合文化祭の開催内容変更に伴うもの △143,891千円
- よさこい祭りの中止に伴うもの △52,208千円
- 東京オリンピック・パラリンピックの延期に伴うもの △91,335千円
- まんが甲子園の開催内容変更に伴うもの △29,515千円
- 全中・インターハイ等の体育大会の中止に伴うもの △17,171千円

※これら以外の事業についても引き続き見直し作業を実施し、9月以降の補正予算において減額を行う

(参考) 給料等の減額(コロナ対応分)

- 知事・副知事・教育長の給料と県議会議員報酬の減額分は、県立学校の再開に伴う感染症対策の強化に充当

知事・副知事・教育長 △1,453千円
 県議会議員報酬 △8,601千円

－ 主要な事業の概要 －

主要事業の概要

- 感染予防、感染拡大防止 P 8

- 経済影響対策 P11
 - ・新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金 P13
 - ・学校給食による地産地消の推進 P14
 - ・「高知家の魚応援の店」を活用した県産食材の商流回復に向けた取り組み P15
 - ・新しい生活様式に適應した外商活動の推進 P16

- 高知県観光リカバリー戦略に基づく観光分野の取り組み P17
 - ・安心安全な体験プログラム推進協力金、旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金 P18

- その他の主な事業 P19

- 新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策 P22

ポイント

事態の長期化・次なる流行の波に対応するため、国費を最大限活用し、**検査体制を強化する**とともに、感染防止対策の実施や病床の確保などにより、必要な**医療・福祉サービスが提供できる**よう体制の強化を図る

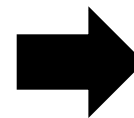
①検査体制の強化

- 拡** ドライブスルー方式による検体採取場を増設することにより、今後感染が拡大した場合であっても、十分に検査につなげられる体制を確保 ➡ **1カ所あたり最大で24検体/日の採取が可能に**
- 拡** 高知市におけるPCR装置等の設置を支援し、県・市が連携して検体検査を実施する体制を構築



②医療・福祉サービスの提供体制の強化

- 拡** 病床確保のための空床補償額を大幅増
- 拡** 医療機関等が実施する院内感染防止に必要な経費を支援
- 拡** 介護・障害福祉施設が実施する感染症対策に必要な経費を支援 など



※詳細はP9へ

③その他支援等

- 新** 新型コロナウイルスへの感染リスク等厳しい環境下において業務に従事されている**医療機関や介護施設等に勤務する医療従事者、介護職員等**に対して慰労金を給付 ➡ **※詳細はP10へ**
- 新** 感染への不安を抱える妊婦が希望する場合にウイルス検査を受けられるよう検査費用を支援 など



感染予防、感染拡大防止（2/3）

（1）医療機関等が実施する院内感染防止に必要な経費を支援

① 医療機関、薬局等に対する補助 <1,795,250千円>

補助先	補助率	対象経費
病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所	10/10（ただし、以下の上限額以内） 病院：200万円＋5万円×病床数 有床診療所：200万円 無床診療所：100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所：70万円	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 <具体例> ・共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備 ・発熱等の症状を有する新型コロナ疑い患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更の工夫 など

② 救急・周産期・小児医療機関に対する補助 <1,718,400千円>

補助先	区分	補助率	対象経費
新型コロナ疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関	設備整備等の補助	10/10	簡易陰圧化装置、簡易ベッド、簡易診察室、個人防護具等
	支援金の支給（※）	10/10 （ただし、以下の上限額以内） 99床以下：2,000万円 100床以上：3,000万円	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 <具体例> 対象経費は、国において最終調整中 ・感染性廃棄物の処理委託 ・検査機器のリース料 など

※支援金は100床以上の場合、100床ごとにさらに1,000万円を追加。また、新型コロナ患者の入院協力医療機関にはさらに1,000万円を加算。

（2）介護・障害福祉施設が実施する感染症対策に必要な経費を支援 <1,629,918千円>

補助先	補助率	対象経費
介護・障害福祉施設	10/10 （ただし、施設類型ごとに定められた上限額以内） 施設類型ごとの上限額は、国において最終調整中	感染症対策に必要な費用 <具体例> ・マスクや消毒液等の物品購入費 ・外部専門家等による研修実施費 ・感染症発生時対応や、衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等に要する軽費 など

医療従事者、介護職員等に対して慰労金を給付

支給対象者及び支給額

医療機関等の場合

<3,175,400千円>

1. 対象事業者

- ①新型コロナウイルス感染者又はその疑い患者を受け入れ、実際に診療を行った以下の医療機関の医療従事者等
 - ・感染症指定医療機関
 - ・入院協力医療機関
 - ・帰国者・接触者外来設置医療機関 等
- ②上記の内、実際に診療を行わなかった医療機関の医療従事者等
- ③上記以外の病院、診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション、助産所に勤務する医療従事者等

2. 慰労金の支給額

- ①20万円 ②10万円 ③5万円

3. 対象人数

約3万人

介護・障害福祉施設の場合

<1,911,250千円>

1. 対象事業者

- ①新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員
- ②上記以外の施設・事業所に勤務する職員

2. 慰労金の支給額

- ①20万円 ②5万円

3. 対象人数

約4万人

慰労金の支給方法等については、国において検討中

- 県経済へのダメージを最小限に食い止めるため、第4期の産業振興計画の総合的な施策群に加え、**「① 事業の継続と雇用の維持」、「② 経済活動の回復」、「③ 社会の構造変化への対応」という3つの局面**に応じた取り組みを展開
- 取り組みを進めるにあたっては、「① 事業の継続と雇用の維持」に重点を置きつつ、「② 経済活動の回復」や「③ 社会の構造変化への対応」を常に意識しながら、**①から③を同時並行的に取り組む**

フェーズ1

事業の継続と雇用の維持

主な施策

- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、特に経営状況が厳しい事業者に対して、**固定費のうち人件費負担に着目した給付金を支給** → ※ 詳細はP13へ

フェーズ2

経済活動の回復

主な施策

- 外食需要の減少などにより落ち込んだ県産農水産物や和牛肉等の売上回復を図るため、**本県産の和牛肉や地鶏肉、養殖魚を学校給食用の食材として無償提供** → ※ 詳細はP14へ
- 「高知家の魚応援の店」において**高知フェアを開催**し、養殖魚や地鶏、土佐酒を中心とした県産品の消費拡大を図る → ※ 詳細はP15へ

フェーズ3

社会の構造変化への対応

主な施策

- 「新しい生活様式」への対応に向けて、**非対面・遠隔型での商談を支援し、販路拡大に取り組む** → ※ 詳細はP16へ

■各フェーズの施策一覧

※ 下部 は、6月補正予算(案)

フェーズ1 事業の継続と雇用の維持		フェーズ2 経済活動の回復		フェーズ3 社会の構造変化への対応	
		地消	外商	地消	外商
観光	持続化給付金【国】 雇用調整助成金【国】(上限15,000円/日) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金(上限1,000万円) 国対象外への持続化給付金【市町村】(金額は市町村による) 家賃支援給付金【国】(上限100万円/月・半年間) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資 新型コロナウイルス感染症対応資金(全国統一制度)【国】	休業等要請協力金	「#高知が好きやき」プレゼントキャンペーン(宿泊券プレゼント)	Go To Travel キャンペーン【国】(宿泊割引・クーポン)	感染症対策支援(上限300万円・下限50万円)
		観光リカバリー協力金	県民向け自然&体験キャンペーン(県民向けモニターツアー造成支援) 高知でお泊まりキャンペーン(県内編)(OTA宿泊割引クーポン)	高知観光リカバリーキャンペーン(交通費用助成) 高知でお泊まりキャンペーン(中四国編・全国編)(OTA宿泊割引クーポン)	
一次産業	持続化給付金【国】(法人200万円・個人事業主100万円) 雇用調整助成金【国】(上限15,000円/日) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金(上限1,000万円) 国対象外への持続化給付金【市町村】(金額は市町村による) 家賃支援給付金【国】(上限100万円/月・半年間) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資 新型コロナウイルス感染症対応資金(全国統一制度)【国】	子牛の導入支援	がんばろう!高知の農業応援キャンペーン【JA】	高知家の魚応援の店での高知フェア(県産農水産物を使ったメニューや土佐酒の提供)	感染症対策、新サービス展開支援(事業者・団体)
		林業事業体の事業量確保 原木の一時保管支援	高知家の魚応援キャンペーン(ハッシュタグキャンペーン、買って応援キャンペーン) 学校給食地産地消キャンペーン	高知家の魚応援の店での高知フェア(県産農水産物を使ったメニューや土佐酒の提供) 食べて高知家農産物キャンペーン(月500名プレゼント)	
食品加工	持続化給付金【国】(法人200万円・個人事業主100万円) 雇用調整助成金【国】(上限15,000円/日) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金(上限1,000万円) 国対象外への持続化給付金【市町村】(金額は市町村による) 家賃支援給付金【国】(上限100万円/月・半年間) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資 新型コロナウイルス感染症対応資金(全国統一制度)【国】	テイクアウト・デリバリー支援	みんなが応援!地産地消キャンペーン(量販店、飲食店等の取組支援)	E C活用促進支援	感染症対策、新サービス展開支援(事業者・団体)
			「まるごと高知」10周年 県民感謝キャンペーン(SNS投稿)	商談会出展旅費支援 オンライン商談会の促進 多言語ウェブサイトの作成	
運輸	持続化給付金【国】(法人200万円・個人事業主100万円) 雇用調整助成金【国】(上限15,000円/日) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金(上限1,000万円) 国対象外への持続化給付金【市町村】(金額は市町村による) 家賃支援給付金【国】(上限100万円/月・半年間) 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資 新型コロナウイルス感染症対応資金(全国統一制度)【国】	観光リカバリー協力金	県民向け自然&体験キャンペーン(県民向けモニターツアー造成支援)	シャトルバス運行支援	感染症対策、新サービス展開支援(事業者・団体)
		路線バス運行対策補助	貸切バス利用促進補助 地産地消キャンペーン、観光リカバリーキャンペーン 公共交通広告	感染症対策、新サービス展開支援(バス、路面電車、タクシー、運転代行)	

○新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が続く事業者においては、固定費の負担が大きくなっており、国の持続化給付金以外の支援が必要

【持続化給付金】 中堅・中小企業に上限200万円、個人事業主に上限100万円給付（要件：売上が前年同月比50%以上減少）

【固定費に係る支援制度】 固定資産税：土地を除きR3に減免措置あり、家賃：給付金制度創設（国2次補正）、休業補償：雇用調整助成金

⇒ 県独自に、持続化給付金を受けてもなお**経営状況が厳しい状態が続いている一定の事業者に対して、固定費のうち人件費負担に着目した給付金（最大1千万円）を支給する**ことで、事業の継続と雇用の維持を図る。

1. 給付金の概要

事業者

社会保険料※

日本年金機構
など

※健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども子育て拠出金をいう。

新 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金

<要件>

- ①国の持続化給付金を受けた事業者
- ②連続する3ヶ月の売上合計が
前年（又は前々年）同期比▲50%以上減少

<給付金の算定方法>

（社会保険料事業主負担3ヶ月分
－既に受給した持続化給付金×3/12（3ヶ月分））×2/3

※既に受給した持続化給付金額を差し引くことで持続化給付金で足りない部分を支援

※従業員規模や社会保険料負担月額に応じ、給付金の額は異なる

<給付上限額>

1,000万円

2. 想定事業者数

約1,700事業者

3. 給付額のイメージ

※端数切捨てにより計算結果と一致しない

ケース① 従業員規模：150人（社会保険加入対象 100人）

法人

社会保険料事業主負担：月額417万円（年額5千万円）
 $(417万円 \times 3ヶ月 - 200万円 \times 3/12) \times 2/3 = 800万円$
持続化給付金の3ヵ月相当
給付額 800万円

ケース② 従業員規模：30人（社会保険加入対象 16人）

法人

社会保険料事業主負担：月額67万円（年額800万円）
 $(67万円 \times 3ヶ月 - 200万円 \times 3/12) \times 2/3 = 100万円$
持続化給付金の3ヵ月相当
給付額 100万円

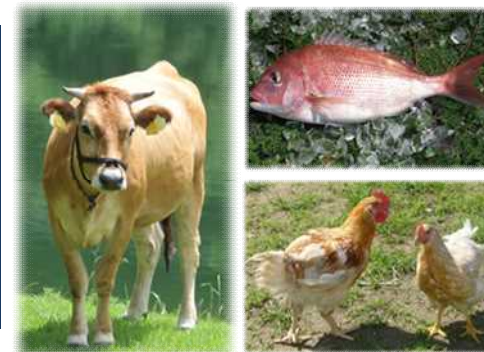
ケース③ 従業員規模：10人（社会保険加入対象 5人）

個人
事業者

社会保険料事業主負担：月額21万円（年額250万円）
 $(21万円 \times 3ヶ月 - 100万円 \times 3/12) \times 2/3 = 25万円$
持続化給付金の3ヵ月相当
給付額 25万円

現状

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食需要やインバウンド需要の減少により、本県の特産である和牛肉や地鶏肉、養殖魚の需要が減少
- 市場価格の低下や事業者の在庫が増加して滞留する等、県内の生産者や卸売事業者の経営環境に大きな影響



学校給食を通じた食育により地産地消を推進

- ◆学校給食を実施している小中学校等(303校)のうち、希望のあった学校に対して下記を支援
 - ① 県産畜産物や養殖魚を学校給食用の食材として無償提供
 - ② 小中学生を対象とした農水産に関する「食育活動」等を実施する場合の講師費用及び教育資材費用等を支援



新 和牛肉等販売促進緊急対策事業費 118,543千円

和牛

実施回数：60g/回・人程度、3回/年を上限

土佐はちきん地鶏

実施回数：50g/回・人程度、3回/年を上限



新 水産物販売促進緊急対策事業費 111,475千円

養殖魚

対象魚種：マダイ、ブリ、カンパチ

実施回数：60g/回・人程度、12回/年を上限



【参考】予備費による地産地消の取り組み

県経済の早期回復を図るため、予備費の活用により地産地消の取り組みを推進（168,725千円）

- 農林水産物直販所及び飲食店における地域産品の消費拡大キャンペーンの実施
- 量販店、小売店、飲食店等が実施する地産地消の取り組みに係る経費に対して支援

現状

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛、営業自粛により、水産物の主要販売先である飲食店等への販売が激減
- ・タイやブリ類などの養殖魚、キンメダイなどの高級魚、牛肉などの農水産物や土佐酒を中心に販売が停滞し、市場価格の低下や在庫の滞留が発生
- ・そのため、6月から「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」をスタートし、県内において地産地消を強力に推進

地産地消に加えて外商の取り組みを推進

「高知家の魚応援の店」との連携により、高知県産食材を使用した「高知フェア」を開催し、県産食材の商流回復を促進

「高知家の魚応援の店」とのネットワーク

これまで都市圏を中心に

「高知家の魚応援の店」**1,031**店舗とネットワークを構築

（R2年度5月末現在）



業態別	店舗数
居酒屋	495
和食	276
洋食	41
フレンチ	47
イタリアン	94
中華	13
ホテル	4
百貨店	14
他	47



ネットワークを最大限活用

拡 「高知家の魚応援の店」で「高知フェア」を開催

「高知家の魚応援の店」300店舗でフェアを開催

高知県産食材をフェアメニューで提供
農水産物、土佐酒をPR

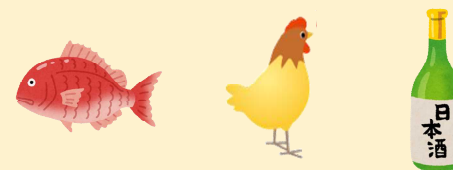


ハッシュタグ・プレゼントキャンペーンによる集客強化

フェアメニューをSNSに投稿いただいた方を対象に、抽選で1,000名様に高知県産食材をプレゼント

メニュー開発・PR用のサンプルとして食材等を300店舗に提供

- ・養殖魚（マダイ、ブリ、カンパチ）
- ・畜産物（土佐はちきん地鶏）
- ・県内18蔵の土佐酒



ポイント

非対面・遠隔での販路拡大の取り組みを強化し、新しい生活様式に適應した外商活動を推進

国内外での商談を支援

15,961千円

新 オンライン商談促進事業

（1）オンライン商談の仕組みを構築

オンライン商談会を開催する県関係機関（地産外商公社、産業振興センター、貿易協会等）に対し、Web会議システムに関する助言・運営サポートを行うとともに、商談マニュアルを作成

内容

- ・商談に最適なWeb会議システムの採用
- ・商品紹介に有効なWebツールの組み合わせ・活用
- ・試食用サンプルの事前送付などデジタル技術以外の手順を整理

（2）県内事業者の技能を向上

県内事業者がオンライン商談会に参加し、成約に結び付けるため、県内事業者のデジタル対応力向上を目指した支援を行う。

内容

- ・オンライン商談セミナー
- ・専門家派遣
- ・電話またはオンラインでの相談対応
- ・模擬オンライン商談会の実施



（3）オンライン商談会の開催

県関係機関が開催するオンライン商談会のサポートを行う。

海外における販路拡大を促進

15,000千円

新 輸出基幹品目ブランド化事業

海外における非対面での販路拡大の取り組みを促進するため、高知県食材のPRや輸出基幹品目（土佐酒、ユズ、水産物）のブランド化を図る「多言語Webサイト」を作成

◆対応言語：英語、中国語

内容

- 外国人に「高知県食材」について興味を持ってもらうための入口となる「県食材総合紹介」のホームページを構築
 - ▶海外バイヤーとの商談の入口で活用
 - ▶農産物・水産物・酒等の県食材を網羅的に紹介

■輸出基幹品目（「土佐酒」「ユズ」「水産物」）の特集ページ

- ▶商品完成までの生産現場のストーリー紹介等
- ▶動画も活用



新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けている本県観光需要の早期回復を図るため、**高知県観光リカバリー戦略に基づき、収束状況に応じて、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取り組みを段階的に展開**する。



高知県観光のチャンスロスを挽回！

Go To Travel キャンペーン終了後も
県独自の施策を
切れ目なく展開

検討中

- 施策例)
- ・誘客イベントの企画
 - ・県外観光客向け「インセンティブ」の企画
 - ・県外向けプロモーションのバージョンアップ等

- 自然 & 体験キャンペーン及び観光リカバリーキャンペーンを展開するにあたって、本年3月に県が策定した「**ガイド・インストラクターに係る体験プログラム安全管理ガイドライン**」に沿った取り組みに協力いただく県内の体験観光事業者に、**本県独自の協力金を支給**
- また、県内の体験観光事業者が行う**感染症拡大防止対策や新サービス展開等の「新しい生活様式」の実践に要する経費を補助**

新 安心安全な体験プログラム推進協力金（仮称）

25,138千円

拡 旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金

55,000千円

1. 対象事業者

感染症拡大防止対策及び観光客へのおもてなしの取り組みを前提に、下記にご協力をいただく体験観光事業者

協力内容：高知県ガイド・インストラクターに係る体験プログラム安全管理ガイドラインに沿った（想定）サービスの提供

- ・実施前の準備（リスクマネジメント）
- ・安全対策（体調管理、安全説明、衛生管理等）
- ・事故対応（事故防止、事故対応、事故後のフォロー等） など

（※）県内に本社又は本店を置く体験観光事業者で、自然 & 体験キャンペーン特設Webサイトに登録されている事業者、及び、今後、自然 & 体験キャンペーンWebサイトに登録する事業者に限る

1. 対象事業者

感染症拡大防止対策や新サービスの展開等の「新しい生活様式」を実践していただく以下の事業者

拡 旅行業者、宿泊事業者・住宅宿泊事業者、**体験観光事業者**
※対象に追加

（※）体験観光事業者は、自然 & 体験キャンペーン特設Webサイトに登録されている事業者

2. 協力金の支給額

1 事業者当たり10万円

※対象事業者の申請に基づき、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会から支給

3. 事業規模

対象事業者数**250事業者** **2,500万円**

※国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

4. スケジュール（予定）

- ①7月上旬 高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会内に事務局を設置
- ②7月中旬 申請受付
- ③7月下旬以降 支給開始

2. 補助率及び補助上限額

補助率：3/4

補助上限額：1 事業者当たり50万円

3. 補助対象事業

- ①**感染症拡大防止対策事業**
- ②**新商品開発・新サービス展開等事業**
- ③**商品・サービスPR事業**

（例）

- ・体験プログラムの受付や着替え時の3密防止等に必要の整備
- ・より少人数でできる体験プログラム等の新たなサービスの開発・実施
- ・新たな商品・サービスのPR動画作成や販売プロモーションの実施 等
※緊急事態宣言発令日の令和2年4月7日から遡及適用

4. スケジュール（予定）

- ①7月中旬 申請受付
- ②7月下旬以降 支給開始

1 感染予防、感染拡大防止

NEW

学校再開に伴う感染症対策の強化 127,360

感染拡大のリスクを最小限にし、児童生徒の学習機会を確保するため、保健衛生用品の購入や換気を徹底するためのサーキュレーターの教室への設置など、各県立学校の感染症対策の取組を強化する。



財源の一部に新型コロナウイルス感染症助け合い寄附金（後掲）及び県議会議員報酬、知事等の給料減額分を活用

（教育委員会 高等学校課、特別支援教育課）

2 事業の継続と雇用の維持

拡

休業等により収入が減少する方等への支援 2,626,000
（生活福祉資金貸付事業費補助金）

休業等により収入が減少し、生活が困窮する方を支援するため、生活福祉資金貸付事業の貸付原資の積み増しを行う。

また、申請の受付期間を7月末から9月末まで延長する。

補助先：（福）高知県社会福祉協議会

補助率：10/10

補助対象：生活福祉資金貸付事業

（緊急小口資金・総合支援資金）に係る貸付原資

（地域福祉部 地域福祉政策課）

拡

県職員の在宅勤務の環境整備 9,691

新型コロナウイルスの次なる流行の波に備えるとともに、ワークライフバランスに資する多様な働き方の実現を図るため、テレワーク（在宅勤務）環境を整備する。

テレワーク対応端末300台の配備

（このほか既定予算分100台、予備費分600台配備予定）

（総務部 情報政策課）

拡

県内の文化芸術団体等の活動再開の支援 6,600
（文化芸術振興ビジョン推進事業等委託料）

県内の文化芸術団体等の活動の再開を後押しするため、高知県芸術祭などへの参加に際し必要となる新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を助成する。

助成先：文化芸術活動を行う団体、個人

（高知県芸術祭の協賛行事への参加者、または過去5年間に演奏会等の活動実績が複数回ある者）

助成率：3/4以内（上限100千円）

助成対象：新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

※（公財）高知県文化財団に委託して実施

（文化生活スポーツ部 文化振興課）

拡

公立大学に対する授業料等減免の支援 220,148 (高知県公立大学法人運営費交付金)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、経済的な事情により修学を断念する学生を生じさせないため、家計が急変した世帯の学生等に対する授業料等の減免措置に係る費用を交付する。

交付先：高知県公立大学法人（高知県立大学、高知工科大学）
対象人数：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け家計が急変した学生など約380人

(文化生活スポーツ部 私学・大学支援課)

NEW

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている 県内中小事業者の資金繰りへの支援 914,712 (新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金)

新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資を利用中の事業者が「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行った場合に、支援金を給付する。

対象事業者：新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資を利用中の事業者
支援金額：借換額等の3%相当額(上限1,200千円)

(商工労働部 経営支援課)

3 経済活動の回復・社会の構造変化への対応

NEW

JFL及び四国アイランドリーグPlusにおける 県外からの観戦者を誘致 12,656 (スポーツ観戦者誘致委託料)

今年から本県で開催されるJFL（日本フットボールリーグ）や、四国アイランドリーグPlusに県外から観戦者を誘致し、県内の観光関連消費の拡大や本県のPR等を図る。

委託内容：各対戦チームのHPやSNSを通じたPR、県外での本県の観光PRチラシ等の配布、県内宿泊施設を利用する県外からの観戦者に県内特産品を贈呈。

委託先：(株)高知ユナイテッドSC、(株)高知犬

(文化生活スポーツ部 スポーツ課)

NEW

中小企業者が実施する「新しい生活様式」に対応した 感染症拡大防止の取組を支援 375,000 (中小企業新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金)

中小企業者が、事業を継続するために実施する、新しい生活様式に対応した新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に向けた取組を支援する。

補助先：中小企業者
補助率：3/4以内（上限3,000千円（下限500千円））
補助対象：感染症対策に資する施設の改修や設備の整備等に要する経費

(商工労働部 工業振興課)

NEW

貸切バスの利用を促すための支援 10,500 (貸切バス利用促進補助金)

需要が激減している貸切バスの利用回復につなげるとともに、感染症対策の実施で利用者の借上台数が増えることによる負担を軽減するため、貸切バスの借上料の一部を助成する。

補助先：利用者
補助率：1/2（上限50千円/台）
補助対象：県内バス事業者でのバスの借上料

(中山間振興・交通部 交通運輸政策課)

NEW

集落活動センターの「新しい生活様式」対応への支援 9,514

集落活動センターにアドバイザーを派遣し、地域のイベントや活動の再開を後押しするとともに、「新しい生活様式」の実践・定着を支援する。

実践活動アドバイザーの派遣に要する経費 9,514千円

(中山間振興・交通部 中山間地域対策課)

拡

子どもの学びの保障等に必要なる人的体制の確保 55,956 (校務支援員活用事業費補助金、放課後等学習支援事業費補助金)

各学校において、感染症対策により増加する教員の業務をサポートする校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など学校の教育活動をサポートするための学習支援員の追加配置を支援する。

補助先：市町村
補助率：3/5
補助対象：人件費（報酬、期末手当）など

※その他、県立高校にも学習支援員を追加

(教育委員会 教職員・福利課、小中学校課、高等学校課)

「新型コロナウイルス感染症助け合い寄附金」の状況

「新型コロナウイルス感染症助け合い寄附金」については、累計で **73件 44,600千円**にのぼっているところです。※6/16時点

みなさまのあたたかいご寄附に感謝申し上げます。

お寄せいただいた寄附金の一部は、今回の**県立学校における新型コロナウイルス感染症対策**のため、有効に活用させていただきます。

1. 寄附金の使途

県立学校再開に伴う感染症対策に要する経費

- ・生徒、教員が使用するマスク、消毒液の購入費
 - ・換気徹底のために各教室に設置するサーキュレーターの購入費 など
- ※今後、新型コロナウイルス感染症予防対策や経済影響対策に活用予定

2. 寄附金受付期間

令和2年4月30日（木）から12月28日（月）※受付期間を延長

申請区分		制度名		概要	支援額	連絡先	
個人	休業補償	給付	国民健康保険及び後期高齢者医療に係る傷病手当金		被保険者が新型コロナウイルスに感染または疑いの症状があり、仕事を休んでいる間、給与などの支給がなかった場合、傷病手当金を支給	(1日あたり) 直近3ヶ月の 平均給与日額× 2/3	お住まいの市町村
	貸付	生活福祉資金貸付制度(特例貸付)	緊急小口資金	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して貸付		20万円以内 (学校休業等の特例)	お住まいの市町村の 社会福祉協議会
			総合支援資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対して貸付		60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)	
		母子父子寡婦福祉資金貸付金		ひとり親家庭等の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合に生活資金を貸付		10.5万円/月以内	お住まいの市町村
		特別定額給付金		基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者に対して給付金を支給		給付対象者1人につき 10万円	お住まいの市町村
	生活支援	給付	住居確保給付金		収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方に原則3ヶ月、家賃相当額を支援	単身世帯：3.2万円/月 2人世帯：3.8万円/月 ※高知市の目安	お住まいの市町村の 自立相談支援機関 (市町村社会福祉協議会等)
			子育て世帯への臨時特別給付金		子育て世帯の生活支援のための一時金を支給(申請不要)	対象児童1人につき1万円	お住まいの市町村
			ひとり親世帯への臨時特別給付金		低所得のひとり親世帯へ一時金を支給	1世帯5万円、第2子以降 1人につき3万円、など	お住まいの市町村

申請区分		制度名	概要	支援額	連絡先	
個人	生活支援	国民健康保険税（料） 後期高齢者医療保険料 第一号介護保険料	一定程度収入が下がった方や世帯を対象とした保険料の減免	保険料の減免	お住まいの市町村	
		国民年金保険料	収入が減少し、所得が一定基準相当まで下がった方の保険料の全部又は一部を免除	保険料の全部又は一部の免除	お住まいの市町村	
学生	その他	高等教育の修学支援 新制度	住民税非課税世帯または準ずる世帯の学生で、世帯の年収が大きく減った方に対し、授業料・入学金の減免及び給付型奨学金を支給	授業料・入学金の減免 及び 給付型奨学金の支給	在学中の各大学又は 日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話：0570-666-301	
		県 県内大学の授業料 に関する支援制度等	県内大学において、授業料の延納や分納等の相談に対応。県立の大学においては大学独自の授業料減免制度も適用	授業料の免除や延納等	在学中の各大学	
個人・法人	生活支援等	納付猶予	国税及び地方税の 徴収猶予等	令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期比概ね20%以上減少し、かつ、国税及び地方税を一時に納付又は納入することが困難な場合、徴収猶予の特例制度を適用	無担保・延滞金等なしで 納付を1年間猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・お近くの県税事務所（県税） ・お住まいの市町村（市町村税） ・国税局猶予相談センター（国税） 電話：087-806-0040
事業主	休業補償	助成	雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成 緊急対応期間中(4/1～9/30)は助成内容や対象を大幅に拡充	4/1以降 1人1日あたり最大15,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 ・雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金はハローワークでも受付 ・小学校休業対応助成金は高知労働局でも受付 電話：088-885-6041
			緊急雇用安定助成金			
		小学校休業等対応助成金	小学校休業等に伴う子供への対応により、労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給	4/1以降 1人1日あたり最大15,000円		
		小学校休業等対応支援金	小学校休業等に伴う子供への対応により契約した仕事ができなくなった方に対して支援金を支給	4/1以降 就業できなかった日につき 7,500円/日		

申請区分		制度名	概要	支援額	連絡先
事業主	貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上が急減した中小企業者等に対して、日本政策金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	国民生活事業：最大8千万円 中小企業事業：最大6億円	日本政策金融公庫 高知支店 ・国民生活事業(小規模事業者) 電話：088-822-3191 ・中小企業事業(中小企業) 電話：088-875-0281
		特別利子補給制度	上記に対する利子補給制度	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民生活事業：最大4千万円 中小企業事業：最大2億円	
		県 新型コロナウイルス感染症対応資金	事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機関へ支払う利息を実質ゼロとする貸付	利子補給 当初3年間 最大4千万円	
	給付	持続化給付金	月間売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業者：100万円以内	持続化給付金事業 コールセンター 電話：0120-115-570
		家賃支援給付金	地代・家賃の負担を軽減することを目的として、売上が減少したテナント事業者に対して給付金を支給	上限 6ヵ月分 法人：100万円/月 個人事業者：50万円/月	未定

6月議会提案予定

申請区分		制度名	概要	支援額	連絡先
事業主	給付	県 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金	連続する3ヵ月の売上の合計額が対前年（前々年）同月比50%以上減少した県内事業者に対して、県独自の給付金を支給	最大1,000万円 (社会保険料の事業主負担に応じた算定)	未定
		県 新型コロナウイルス感染症対策経営健全化特別支援金	新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資を利用中の事業者が「高知県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換え等を行った場合に、支援金を支給	最大120万円 (借換額等の3%相当額)	

このほか、「高知県における新型コロナウイルス感染症対策一覧」については財政課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110401/yosan-index.html>

